

入札説明書

兵庫県立姫路工業高等学校職業学科教育用コンピュータ賃貸借一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の件名及び数量

兵庫県立姫路工業高等学校職業学科教育用コンピュータ賃貸借 一式

- (2) 入札公告日

令和7年12月10日

- (3) 仕様その他の明細

別添仕様書のとおり

- (4) 契約期間

令和8年3月31日（火）から令和13年3月30日（日）まで（60箇月）

- (5) 納入場所

姫路市伊伝居600番地1

兵庫県立姫路工業高等学校（仕様書のとおり）

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、県出納局物品管理課に随時申請（持参による）を行うこと。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話（078）341-7711（代表）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み

- (1) 提出場所

〒670-0871 姫路市伊伝居600番地1

兵庫県立姫路工業高等学校事務室 担当 田中

電話（079）284-0111 FAX（079）284-0112

- (2) 提出期間

令和7年12月10日（水）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）を作成のうえ上記(1)に持参又は郵送すること。

イ 県が名簿登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写しを申込書に添付すること。

- (4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を12月19日（金）までに申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書。以下「確認通知書」という。）で発送する。

ついては、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書の提出期限日の翌日以降は、原則として申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

イ 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

エ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問について

(1) 適合認定機種以外の機種を選定し入札に参加を希望する者は、仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式任意）で質問すること。

ア 受付期間

令和7年12月10日（水）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

イ 受付場所

前記3(1)と同じ。

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

① 仕様確認申込書

② カタログ等の仕様が確認できる書類

(イ) 質問書（様式は任意）

エ 提出方法

持参、郵送、又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年12月19日（金）までに入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

(4) 質問に対する回答は令和7年12月19日（金）までに行う。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立姫路工業高等学校（兵庫県姫路市伊伝居600番地1）

令和7年12月10日（水）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立姫路工業高等学校 会議室

(2) 日時 令和7年12月23日（火）午前10時00分

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と合わせて提出すること。

8 入札書の提出方法

(1) 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札件名」、「初度入札」・「再度入札」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)等の区別及びあて名等を記入し、令和7年12月22日(月)午後4時までに前記3(1)の場所に必着のこと。

ただし、入札参加資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

(注) 令和3年4月1日からの入札書等様式の押印廃止に伴い、参加者負担軽減のため、入札会場で入札箱へ投入することによる提出方法は実施しない。初度入札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札へ移行するため、再度入札にも参加する場合は初度入札書提出時に再度入札書も提出すること。入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書は、FAXや電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る。)による提出も可とする。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 入札金額は、前記1(1)の物品に係る1箇月あたりの賃借料(詳細設計、機器設定及び搬入設置調整に要する費用、1(4)の期間における賃借料の合計金額を1(4)の期間(60箇月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))とする。

ウ 年月日は、入札書の提出日とする。

エ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の記名があること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110に契約期間60箇月を乗じた額。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年12月22日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。この場合、入札参加申込時に申出すること。

イ 保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年12月22日(月)以前の任意の日を開始日とし、令和8年1月7日(水)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札書記載金額の100分の110に契約期間60箇月を乗じた額。)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立姫路工業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は契約保証金の納付が免除される。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあっては、入札立会人にくじを引かせることとする。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等をすること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 12 月 23 日（火）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

- (3) 兵庫県立姫路工業高等学校、落札した納入業者、(株)JECCの三者契約とするため、契約書は3通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア 暴力団及び暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、ウ 前記ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 調達事務担当

兵庫県立姫路工業高等学校 事務室 田中
〒670-0871 姫路市伊伝居 600 番地 1
電話番号 079-284-0111 FAX 079-284-0112